

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「森林整備事業」とは、森林環境保全直接支援事業、<u>環境林整備事業</u>及び機能回復整備事業をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「<u>環境林整備事業</u>」とは、<u>公的森林整備</u>、被害森林整備及び保全松林緊急保護整備をいう。</p> <p>4 この規則において「<u>公的森林整備</u>」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>枝打ち</u> 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は間伐（第9号に掲げる間伐をいう。）若しくは更新伐（第10号に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>保育間伐</u> 適正な密度管理を目的として別に定める要件を満たす森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の^{とう}淘汰をいう。</p> <p>(9) <u>間伐</u> 適正な密度管理等を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の^{とう}淘汰をいう。</p> <p>(10) <u>更新伐</u> 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア <u>育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の^{とう}淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒</u></p> <p>イ <u>長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の^{とう}淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採率及び伐採の方法については、別に定めるもの</u></p> <p>ウ <u>長期育成循環施業において、人工林における育成複層</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「森林整備事業」とは、森林環境保全直接支援事業、<u>特定森林再生事業</u>及び機能回復整備事業をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「<u>特定森林再生事業</u>」とは、<u>森林緊急造成</u>、被害森林整備及び保全松林緊急保護整備をいう。</p> <p>4 この規則において「<u>森林緊急造成</u>」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> |

林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採面積については、別に定めるもの

(11) [略]

(12) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号から第10号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(9) [略]

(10) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備（ただし、ア(イ)にあつては、一体的に実施しないものを含む。）であつて、次に掲げるものをいう。

ア [略]

イ [略]

(11)・(12) [略]

6～11 [略]

12 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若し

(7) [略]

(8) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であつて、第1号から第6号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(9) [略]

(10) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備（ただし、ア(イ)にあつては、一体的に実施しないものを含む。）であつて、次に掲げるものをいう。

ア [略]

イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 苗木仮植場、資機材置場、間伐材の搬出、集積等のための林内作業場及び林内かん水施設の整備

ウ 林床保全整備 造林地の保全を目的として行う土壌の適性の維持を図るための、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、苗木の植栽、播種、施肥、雑草及び雑木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工、土工等

エ [略]

(11)・(12) [略]

6～11 [略]

12 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若し

くは一部を抛出しているものに限る。)をいう。以下同じ。)、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる営利を目的としない者(以下「特定非営利活動法人等」という。)、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの(以下「森林所有者の団体」という。)、森林経営計画(森林法第11条第5項の森林経営計画をいう。以下同じ。)の認定を受けた者(以下「森林経営計画策定者」という。)、特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。)において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者及び森林法第10条の11の4第1項(同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく知事の裁定を受けた者(以下「施業代行者」という。)

(2) 環境林整備事業のうち公的森林整備 市町村(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したとき又は寄附、分収契約解除等により公有化した森林であって別に定めるものにおいて実施する場合に限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等及び特定非営利活動法人等(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)

(3) 環境林整備事業のうち被害森林整備 市町村(自ら所有する森林において実施する場合又は自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び別に定める要件を満たす森林経営計画策定者(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)

くは一部を抛出しているものに限る。)をいう。以下同じ。)、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる営利を目的としない者(以下「特定非営利活動法人等」という。)、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの(以下「森林所有者の団体」という。)、森林経営計画(森林法第11条第5項の森林経営計画をいう。以下同じ。)の認定を受けた者(以下「森林経営計画策定者」という。)、特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。)において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により県が公表する民間事業者(以下「民間事業者」という。)及び森林経営管理法附則第4条の規定による改正前の森林法(以下「旧森林法」という。)第10条の11の4第1項(旧森林法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく知事の裁定を受けた者(以下「施業代行者」という。)

(2) 特定森林再生事業のうち森林緊急造成 市町村(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したとき若しくは森林経営管理法第7条第1項の規定による公告があった同法第4条第1項の経営管理権集積計画の定めるところにより同法第2条第4項に規定する経営管理権が設定されているとき又は寄附、分収林契約解除等により公有化した森林であって別に定めるものにおいて実施する場合に限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び民間事業者(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)

(3) 特定森林再生事業のうち被害森林整備 市町村(自ら所有する森林において実施する場合又は自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したとき若しくは森林経営管理法第7条第1項の規定による公告があった同法第4条第1項の経営管理権集積計画の定めるところにより同法第2条第4項に規定する経営管理権が設定されているときに限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、別に定める要件を満たす森林経営計画策定者及び民間事業者(自ら所有する森林以外の森林において実施す

(4) 環境林整備事業のうち保全松林緊急保護整備 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び別に定める要件を満たす森林経営計画策定者

(5)～(7) [略]

(補助金の交付の対象及び補助率等)

第3条 [略]

2 補助率は、森林環境保全直接支援事業、環境林整備事業（公的森林整備及び被害森林整備に限る。）及び機能回復整備事業（耕作放棄地等森林造成及び花粉発生源対策促進事業に限る。）にあつては100分の40（市町村又は森林整備法人等が行う公的森林整備にあつては、100分の50）、環境林整備事業のうち保全松林緊急保護整備及び機能回復整備事業のうち特定林地改良等にあつては100分の70（衛生伐にあつては、100分の75）とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1)・(2) [略]

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（環境林整備事業のうち公的森林整備及び被害森林整備にあつては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所管する局長にその旨届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4) [略]

る場合であつて市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)

(4) 特定森林再生事業のうち保全松林緊急保護整備 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、別に定める要件を満たす森林経営計画策定者及び民間事業者

(5)～(7) [略]

(補助金の交付の対象及び補助率等)

第3条 [略]

2 補助率は、森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業（森林緊急造成及び被害森林整備に限る。）及び機能回復整備事業（耕作放棄地等森林造成及び花粉発生源対策促進事業に限る。）にあつては100分の40（市町村又は森林整備法人等が行う森林緊急造成にあつては、100分の50）、特定森林再生事業のうち保全松林緊急保護整備及び機能回復整備事業のうち特定林地改良等にあつては100分の70（衛生伐にあつては、100分の75）とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1)・(2) [略]

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（特定森林再生事業のうち森林緊急造成及び被害森林整備にあつては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所管する局長にその旨届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4) [略]

(5) 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営管理法第37条第1項の規定による公告があつた同法第35条第1項の経

営管理実施権配分計画（以下「経営管理実施権配分計画」という。）に基づいて行われたものについて、同法第40条の規定による当該経営管理実施権配分計画の取消しを受けたときは、当該取消しを受けた日から起算して過去5年以内に行われた当該事業につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) 第2条第2項第10号イ、第4項第10号イ、第5項第9号イ、第6項第2号ク(イ)又は第9項第10号イの更新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第10号ウ、第4項第10号ウ、第5項第9号ウ、第6項第2号ク(ウ)又は第9項第10号ウの更新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(9) [略]

2・3 [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 第2条第2項第10号イ、第5項第9号イ、第6項第2号ク(イ)又は第9項第10号イの更新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第10号ウ、第5項第9号ウ、第6項第2号ク(ウ)又は第9項第10号ウの更新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(10) [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。